

長建国保特集号

建設長崎

March
号外
2008年3月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含まず

発行 長崎県建設産業労働組合 〒852 8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095 862 7121 FAX 095 862 5281 発行責任者 北村政和 編集人 田上一郎 印刷 (株)昭和堂 TEL 095 821 1234

平成二十年度事業計画・予算決定

第七十六回長建国保組合会



長建国保は、去る二月二十八日第七十六回組合会を開催し、本年四月からの制度改正に伴う後期高齢者支援金分保険料の賦課の設定や、前期高齢者納付金、特定健診等の費用など、平成二十年度事業計画及び予算等が決定されました。

去る二月二十八日(木)改正等、六議案について提議等、総額四十一億一、三三三万円の平成二十年度予算など、全議案が可決決定されました。

新たに支援金分保険料が設定される

今回の後期高齢者制度の実施により、保険料の賦課方式が同時に変更されます。新たな保険料の賦課は、従来の医療給付分保険料と介護納付金分保険料に、「後期高齢者支援金分保険料」を加えた三方式の保険料賦課に変更されることとなりましたが、制度改正の初年度でもあることを考慮し、各賦課方式による

本年度からいよいよ保険制度改革に伴う後期高齢者保険制度や特定検診が始まります。この制度の導入は、建設国保にとって大きな財政負担を強いるだけでなく、長年培ってきた国保組合員の保険加入が認められなくなる等、制度が抱える問題点に振り回されて来たことも事実です。わたしたちは何

り低い長建国保は、納付保険者となり、本年度の納付額の負担は、激変緩和措置により、三分の一の約一億程度となっておりますが、二十一年度より満額納付となり、長建国保にとって今後極めて重い負担となること予想されます。



健康相談窓口を開設 活用一下さい

理事長 金子三智郎

本年度の予算は、さまざまな義務的経費負担の増加による支出の増加となる反

また、健康審査により生活習慣の改善が必要と認められる場合は、保健師による特定健康指導を行うこととなりました。長建国保では保健師を新たに雇用委託と致します。

平成20年度保険料の額(月額)

1. 医療分及び後期高齢者支援金分保険料

(単位:円)

種別	区分	現行	平成20年度保険料		
			医療給付分	後期高齢者支援金分	計
組合員基本保険料	第1種(賃金・給与で就労する組合員)	12,800	11,000	1,800	12,800
	第3種(建設業等許可を有しない事業主)	16,800	14,400	2,400	16,800
	第3種(建設業等許可を有する事業主)	19,800	17,000	2,800	19,800
	第4種(第1種組合員で22歳未満の者)	8,000	7,000	1,000	8,000
	第5種(第1種組合員で30歳未満の者)	10,500	9,000	1,500	10,500
家族保険料	家族一人につき(5人を限度)	3,400	2,900	500	3,400

2. 介護分保険料

(単位:円)

種別	区分	現行	平成20年度保険料	備考
第2号被保険者	40歳~65歳未満の者(一人につき)	1,600	1,600	据置き

20年度実質保険料据え置き

保険料の賦課方式変更後も

後期高齢者制度の実施による、支援金分保険料は、後期高齢者制度を支える仕組みとして各保険者が保険者規模に応じて納付する後期高齢者支援金(国庫補助金を除く)の費用のために賦課徴収することになっていきます。組合は、平成二十年度の保険料改訂について、県内の景気の動向や、建設事業の就労実態等から現行の保険料額を維持することを基本に、新たに設定される支援金分保険料を含めた保険料の改正を行ないました。平成二十年度の支援金分保険料は、制度実施初年度であることを考慮し、支援金分保険料の割合を現行の各医療分保険料区分額に乘じ試算した額となりました。また、医療分保険料は、支援金分保険料額を差し引いた額とし、実質据置きとすることとなりました。

平成二十年度 予算

平成二十年度の予算の特徴は、制度改正により、老人保健拠出金の予算が六億九、六六七万二千円減少となった分、新たに実施される後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、合わせて七億一、八二六万一千円が新たに増加しています。

また、保健事業費が特定健康診査等の義務化に伴う健診補助等の経費増で、前年度より三、七〇九万円増加しています。

保険給付費も被保険者が減少する中で、診療報酬の引き上げ等による医療費の増加が予想され、前年度と比較して七、二八五万七千円の増加となっています。

一方保険料収入は、後期高齢者制度への被保険者の移行や自然減で、前年度より九、五九九万円の減額となり、歳入予算の三九・一%と、初めて四十%を下回りました。

また、減収となる保険料や不足額を補つため、十九年度決算剰余金より、一億四、六九七万三千円を繰り越し、不足分に充てることとしています。

平成20年度 長建国保歳入・歳出予算状況

予算総額 41億2,325万円

歳入 (単位：千円)					歳出 (単位：千円)				
科目	20年度予算額	前年度予算額	比較	構成比	科目	20年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 国民健康保険料	1,611,525	1,707,515	95,990	39.1	1. 組合会費	4,940	4,896	44	0.1
2. 手数料	1	1	0	0.0	2. 総務費	116,155	113,343	2,812	2.8
3. 国庫支出金	2,216,596	2,167,434	49,162	53.8	3. 保険給付費	2,655,750	2,582,893	72,857	64.4
4. 前期高齢者交付金	1	0	1	0	4. 後期高齢者支援金	609,811	0	609,811	14.8
5. 県支出金	1	1	0	0.0	5. 前期高齢者納付金	108,450	0	108,450	2.6
6. 共同事業交付金	39,389	50,387	10,998	1.0	6. 老人保健拠出金	60,202	756,874	696,672	1.5
7. 財産収入	4,396	2,422	1,974	0.1	7. 介護納付金	323,394	354,978	31,584	7.8
8. 寄附金	1	1	0	0.0	8. 共同事業拠出金	49,287	63,037	13,750	1.2
9. 繰入金	2	2	0	0.0	9. 保健事業費	112,984	75,894	37,090	2.7
10. 繰越金	246,973	99,878	147,095	6.0	10. 積立金	2	2	0	0.0
11. 諸収入	4,365	4,365	0	0.1	11. 公債費	500	500	0	0.0
歳入合計	4,123,250	4,032,006	91,244	100	12. 諸支出金	2,102	2,102	0	0.1
					13. 予備費	79,673	77,487	2,186	1.9
					歳出合計	4,123,250	4,032,006	91,244	100

長建国保に加入している被保険者(組合員と家族被保険者)が会社等に就職して健康保険証(社会保険)の交付を受けたときは長建国保に対して速やかに資格喪失の届出をしなければなりません。

他の健康保険に加入後、長建国保の喪失届をしないまま放置しますと、放置した期間によっては遡及しての保険料の返還が受けられない場合があります。

また、他の健康保険証の交付中に長建国保の被保険者証で治療を受けた、又は就職後数ヶ月経過した後健康保険証の交付を受けたが、交付を受けるまでの数ヶ月間にやむを得ず長建国保の被保険者証で治療を受けてしまった場合は、当該病院が医療費(七割)の差し戻し(過誤返戻)に応じない場合に限り、その医療費については治療を受けた被保険者(本人)に対して長建国保より請求を行い返還いただくこととなります。

資格喪失の届出遅れがないようご注意ください。他の医療保険に加入された際は、早急に組合へ届出下さるようお願いいたします。



他の健康保険に加入したらすみやかに組合へ届出を

組合員世帯に次のような理由で異動等が生じたときは14日以内に組合へ届出をお願いします。

資格関係

添付書類については、異動事由等により別途他の書類をお願いする場合があります。

こんなとき	提出いただく届出書の名称	添付いただく書類	提出期限
長建国保に組合員として新規に加入するとき (建設長崎に新規加入する際は別途提出書類があります。)	加入申込書 被保険者資格取得届	・住民票謄本、現在加入の被保険者証、就労証明書 ・療養付加金郵便局口座届兼同意書 扶養家族がある方(該当する方のみ) 無職証明書、源泉徴収票等の収入金額がわかる書類、 高齢受給者証、被爆者健康手帳など	
家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき	被保険者資格取得届	・市町村国保の被保険者証、住民票謄本、無職証明書	その都度
家族が会社(社会保険)を退職し、長建国保の被保険者として加入するとき	被保険者資格取得届	・被保険者証、住民票謄本、無職証明書 ・会社の退職日がわかるもの	14日以内
出産したとき	被保険者資格取得届	住民票抄本または母子手帳の写	14日以内
長建国保を脱退するとき	被保険者資格喪失届	被保険者証	直ちに
転職等で他の健康保険に加入したとき	被保険者資格喪失届	被保険者証、就職先の健康保険証の写	14日以内
被保険者が死亡したとき	被保険者資格喪失届	被保険者証、死亡診断書の写	14日以内
市町村国保へ移行するとき	被保険者資格喪失届	被保険者証	その都度
住所、氏名が変わったとき	氏名・住所変更届	被保険者証、住民票謄本	14日以内
被保険者証を紛失・破損したとき	被保険者証再交付申請書	破損した被保険者証	直ちに
自宅を離れ遠隔地の学校に就学するとき	修学被保険者証交付申請書	被保険者証、在学証明書、就学先の住所がわかるもの	その都度
組合員が県外へ長期出張するとき	特別被保険者証交付申請書	被保険者証、出張先住所がわかるもの	その都度
病気療養、旅行等により長期間住所を離れるとき	特別被保険者証交付申請書	被保険者証、連絡先住所がわかるもの	その都度
介護、福祉施設等に長期入所(入園)するとき	特別被保険者証交付申請書	被保険者証、入所(入園)証明書	その都度
70歳に達するとき (高齢受給者証の交付を受けようとするとき)	基準収入額適用申請書	70歳に達する方の所得(課税)額がわかる書類 (市町村の所得(課税)証明書、又は確定申告書の写等)	その都度
組合員が法人事業所として事業を行うようになったとき	健康保険適用除外承認申請書	健康保険適用除外承認申請書に組合員資格証明後、関係書類を添えて所轄の社会保険事務所へ届出下さい。	直ちに
保険料賦課区分に変更が生じたとき	保険料賦課区分変更申請書		直ちに

平成20年4月1日より 未就学児は2割負担です。

従来、3歳未満のお子様の窓口負担は2割でしたが、今回の法律改正により、2割対象年齢(基準)が「小学校未就学児」までに拡大されました。

お子様が6歳になった日以後、最初の3月31日までは2割、翌4月1日より窓口負担は3割となります。



生活習慣の改善を支援
特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行います。

特定保健指導による
特定保健指導には、リスクの程度に依り、動機づけ支援と積極的支援があります。よりリスクが高い方は積極的支援になります。



リスクに応じた指導内容

情報提供 メタボリックシンドロームのリスクなし	健診結果から今の健康状況を把握し、健康な生活を送るための生活習慣の見直しや改善のきっかけとなる情報が提供されます。非該当者だけでなく、全員に実施されます。病気予防や生活習慣に関する正しい知識を広報するために、保健指導誌・小冊子の配布等の情報提供を行います。
動機づけ支援 リスクが出現しはじめた段階	自分の生活習慣の改善点や実践していく行動等に気づき、自ら目標を設定し行動に移すことができるような支援がなされます。保健師等の指導のもとに行動計画を作り、原則1回の動機づけを行います。計画通り効果が出ているか等の評価を行います。(個別支援、グループ支援など)
積極的支援 リスクが重なりだした段階	健診判定の改善に向けて、継続的に実行できるような支援がなされます。保健師等の指導のもとに行動計画を作り、3ヶ月以上の定期的・継続的な働きかけを行います。計画通り効果が出ているか等の評価を行います。(個別・グループ支援、電話、Eメール等)

よくあるご質問

特定健診の受診対象は？	特定健康診査は実施年度において、40～74歳となる被保険者(毎年4月1日現在での加入者)が対象です。
特定健診・特定保健指導を受けるためにはどうすればいいの？	長建保より対象者に受診券(保健指導の場合は「利用券」)や受診案内を送付しますので、受診券(利用券)と被保険者証を持って、長建保が指定する実施機関にて受診することができます。
どこで特定健診・特定保健指導を受けられるの？	特定健康診査・特定保健指導を受けやすくする体制を整えるため、現在健診費用(個人負担)等も含めて関係機関と調整中です。詳細につきましては後日ご案内致します。
実施機関は選べるの？	長建保が指定します実施機関であれば自由に選ぶことができます。尚、厚生労働省が定める基準を満たした実施機関に限ります。
特定健診・特定保健指導を受けないとどうなるの？	特定健康診査・特定保健指導は、加入対象者に受診・利用は義務付けられていませんが、受けない場合はご自身の生活習慣を見直す機会を逃してしまうこととなりますので、積極的な受診・利用をお願いします。未受診の方には長建保より受診券(利用券)の送付確認等のご連絡を行う場合がありますのでご理解とご協力をお願いします。
プライバシーは大丈夫？	個人情報保護法に基づき、長建保や特定健康診査・特定保健指導を行う関係機関においては、健診等の結果データ等を厳重に管理するとともに、受診者のプライバシー情報を守ることが義務付けられていますのでご安心下さい。
人間ドックは引き続き実施しますか？	特定健康診査・特定保健指導と合わせて、人間ドックも従来通り実施します。

**未加入の仲間を
ご紹介ください!**

私たちの仕事を確保し暮らしを守るために、長建保に加入できるのは、長崎県内に居住し、建設事業に従事している方となっています。

ただし、長崎県内の法人事業所に従業員として勤務し、佐賀県内に居住している方は健康保険の適用除外申請をすれば加入することができます。

なお、長建保に加入される方は、長崎県建設産業労働組合(略称・建設長崎)の組合員の方となっています。



健診受診率の向上が健全運営に 特定健診の必要性にご理解を

今後の課題として、毎年負担する後期高齢者支援金、並びに特定健康診査等の健診実施率(受診率)が国が定める目標値よりも著しく低い場合にペナルティとして課せられる部分(後期高齢者支援金の10%の額)の負担額が、今後の長建保の財政運営面を大きく圧迫するとともに、更にはその不足財源として組合員皆様に対しまして保険料として一定の負担をお願いしなければならない状況も充分想定されます。

長建保では組合員と家族のための国保として、組合員と共に特定健康診査等をはじめとする様々な事業を推進し、健全運営に努力してまいります。

皆様のご協力をお願いします。

生活習慣の変化等により、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群が増加し、男性で二人に一人、女性で五人に一人がメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)といわれています。(厚生労働省発表平成十七年度統計より)

また、それらを原因とする死亡は全体の約三分の一を占めると推計されています。

このような状況を受け、四十～七十四歳の被保険者を対象にメタボリックシンドローム等の生活習慣病の予防に着目した新しい健診(特定健診・特定保健指導)を毎年実施していくことが長建保などの医療保険者に義務付けられました。

平成二十年より始まる、生活習慣病予防のための新しい健診・保健指導を積極的に利用し、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身につけましょう。

平成二十年四月より
特定健康診査
特定保健指導
が始まります

特定健康診査の検査項目

基本的な健診項目	質問票(服薬歴、喫煙等) 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲) 血圧測定 理学的検査(身体診察) 検尿(尿糖・尿蛋白) 血液検査 ・脂肪検査(中性脂肪、HDLコレステロール・LDLコレステロール) ・血糖検査(空腹時血糖又はヘモグロビンA1c) ・肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP)
詳細な健診項目	一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施 心電図 眼底検査 貧血検査(赤血球、血色素量、ヘマトクリット値)

BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) 数値25以上は危険ゾーン

特定健康診査とは

特定健康診査とは、メタボリックシンドロームに着目した健診で、健診対象者全員が必ず受ける基本的な健診と、医師が必要と判断した場合に選択的に受ける詳細な健診が行われます。

健康相談窓口 開設のお知らせ

長建保では、健康に関する不安や食(栄養)に関する疑問点などの相談窓口として「健康相談窓口」を開設し、専門スタッフ(保健師)が皆様からの疑問やご相談に応じています。

皆様の健康生活を応援しています。お気軽にご利用下さい。

1. 相談窓口 長崎県建設事業国民健康保険組合事務局内
長崎市城山町29-26
電話 095-862-8463
2. 相談時間 10時～16時
3. 内容 ①健康に関する悩みごと
②生活習慣(食生活)へのアドバイス
③健診結果に基づく保健指導
④血圧測定・体脂肪測定(希望者のみ)



4. 対象者 長建保に加入している被保険者
相談者のプライバシーは個人情報保護の規程により厳守します。